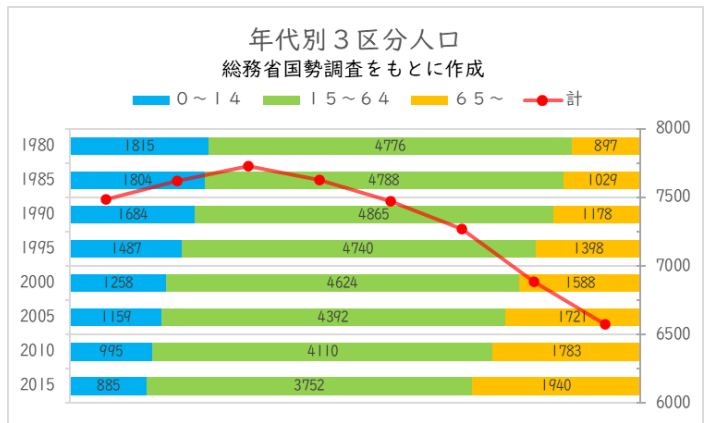
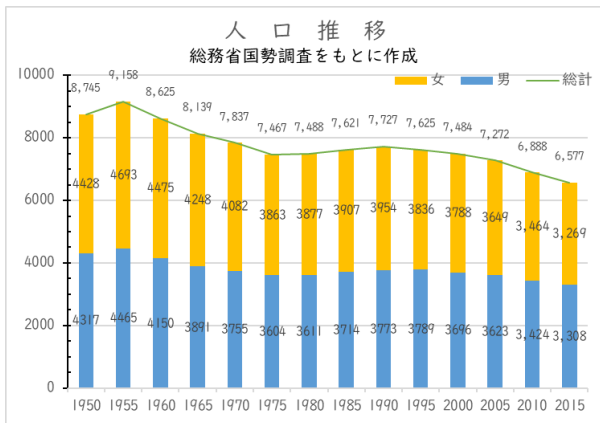


浅川町導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町の総人口の推移は、1950年の8,745人から1975年の7,467人と約1,300人の減少となり、その後微増したが、1990年以降は減少に転じて、2015年4月時点での人口は6,577人となっている。年齢3区分人口をみると、年少人口（0～14歳）は1980年の1,815人から2015年の885人と減少しており、生産年齢人口（15～64歳）は1980年の4,776人から微増したが、1990年以降は減少に転じて、2015年は3,752人となっている。老年人口（65歳以上）は1980年の897人から2015年の1,940人と年々増加している。



本町の産業構造の特徴は、第1次産業就業者は基幹作物の米を中心に畜産、野菜等の複合経営を行っている。第2次産業は精密機器、弱電気、信号機械が中心となっている。第3次産業は郊外型大型店舗の進出などによって、中心市街地や地域の商店街では、商店数が減少し、空き店舗も目立ってきている。

製造業の事業所数は30事業所、従業者数は1,004人、平成30年の製造品出荷額等は211億円となっている。(令和元年工業統計調査)

卸売業の事業所数は3事業所、従業者数は4人、平成26年の年間商品販売額は4億円となっている。(平成26年商業統計調査)

小売業の事業所数は50事業所、従業者数は190人、平成26年の年間商品販売額は26億円となっている。(平成26年商業統計調査)

本町の中小企業者の実態は、町内産業の大半が中小企業であり、製造業の多くが工業団地に集積しており、製造業、卸売業、小売業が町内全域に点在している。中小企業は少子高齢化で生産年齢人口が大きく減少する中、今後、働き手不足の課題に直面しており、これに対応するため、生産性を上げていく構造改革が必要である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、さらなる本町の経済発展に資することを旨とする。これを実現するために、本計画期間中に6件程度の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを旨とする。

2 先端設備等の種類

本町の産業は製造業、卸売業、小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は、先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することを目的としていることから、太陽光発電設備並びにその他発電設備については、主たる工場や事務所などを本町に有し、かつ日常的に企業活動に従事する建築物を設置し、その発電電力を直接商品の生産もしくは販売または業務の提供の用に供するため、自ら電力を消費するために設置されるもののみを対象とし、発電電力を他社に供給し売電収入を得るための設備はその規模や生産性を問わず対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町の産業は、製造業が工業団地に集積しているほか、町内全域に点在している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、町内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本町の産業は製造業、小売業、サービス業など多岐にわたり、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で、広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 町税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

(4) 浅川町に事業の実態がない事業者及び常勤する職員がいない事業所の事業者については本計画の認定の対象としない。